

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山口県美祢市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤督促及び催告処理 ⑥滞納管理、地方税法に基づく調査
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課 総務企画部税務課
②所属長の役職名	市民課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5231 美祢市総務企画部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5235
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5231 美祢市総務企画部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5235
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに伴い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを使用するには、パソコンにログインする際に静脈認証とパスワード認証の2要素認証を必要としており、アクセス権限の適切な管理をおこなっている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): なし (別表第二における情報照会の根拠): 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): なし (情報照会の根拠): 第20条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,27,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,66,67,70,80,84,91,92,94,101,102,103,106,108,113,114,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,20,22,22の2,23,24,25,26の3,28,31,32,33,37,38,43,43の3,44の2,45,47,49の2,50,51,53,55,58,59,59の2,59の3条 (情報照会の根拠): 第20,26条	事後	
平成28年10月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 杉原功一 収納対策課長 秋本勝彦	市民課長 鮎川弘子 収納対策課長 山本幸宏	事後	
平成28年10月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成28年10月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,27,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,66,67,70,80,84,91,92,94,101,102,103,106,108,113,114,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,20,22,22の2,23,24,25,26の3,28,31,32,33,37,38,43,43の3,44の2,45,47,49の2,50,51,53,55,58,59,59の2,59の3条 (情報照会の根拠): 第20,26条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,64,65,66,67,70,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,113,114,115,119の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,20,22,22の2,23,24,25,26の3,28,31,32,33,37,38,43,43の3,44の2,45,47,49の2,50,51,53,55,58,59,59の2,59の3条 (情報照会の根拠): 第20,26条	事後	
平成29年5月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 鮎川弘子	市民課長 中嶋一彦	事後	
平成29年5月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 中嶋一彦 収納対策課長 山本幸宏	市民課長 収納対策課長	事後	
令和1年5月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年6月20日	表紙-公表日	令和1年5月24日	令和2年6月20日	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民福祉部市民課 総務部収納対策課	市民福祉部市民課 総務部税務課	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	市民課長 収納対策課長	市民課長 税務課長	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	7. 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234 美祢市総務部収納対策課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5235	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234 美祢市総務部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234 美祢市総務部収納対策課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5235	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234 美祢市総務部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月24日 時点	令和2年6月20日 時点	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,64,65,66,67,70, 74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,113,114,11 5,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):27,44,45 の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,20,22,22の2,23,24,25,26 の3,28,31,32,33,37,38,43,43の3,44の2,45,47,49 の2,50,51,53,55,58,59,59の2,59の3条 (情報照会の根拠):第20,26条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠):27,44,45 の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22 の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の 2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43 の4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条	事後	
令和3年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年6月20日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和3年9月1日	I-5-①部署	市民福祉部市民課 総務部税務課	市民福祉部市民課 総務企画部税務課	事後	
令和3年9月1日	I-7請求先及びI-8連絡 先	美祿市市民福祉部市民課 759-2292 美祿市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234 美祿市総務部税務課 759-2292 美祿市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234	美祿市市民福祉部市民課 759-2292 美祿市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234 美祿市総務企画部税務課 759-2292 美祿市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234	事後	
令和8年2月27日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和8年2月27日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120,121の項 (別表第二における情報照会の根拠):27,44,45 の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22 の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の 2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43 の4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の 4条 (情報照会の根拠):第20,26条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表48の項、第50条	事後	
令和8年2月27日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)